

導入しようとする 補助対象設備の区分	補助要件
<p>その他再生可能エネルギー発電設備 (水力、バイオマス)</p>	<p>(1) 不動産業に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。 (2) 常用の設備であること。 (3) 発電電力量を測定する専用の計測装置を取り付けること。 (4) 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。 (5) 設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。 (6) 設置する設備に関して、この要綱による補助金又は埼玉県その他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を利用しない事業であること。 (7) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。 (8) 設置することにより、排出されるCO₂の削減が見込まれること。 (9) 災害時等に、事業所を活用し、設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供すること。また、その旨を県HPに掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整備していること。 (10) 補助対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (11) FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。 (12) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (13) PPAの場合、PPA認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA認定事業者が埼玉県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の9/10とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 (14) リースの場合、リース認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (15) 水力発電については、1,000kW未満/事業であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。 (16) バイオマス（バイオガスを含む。以下同じ。）発電については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も補助対象とする。 (17) 次のア～キのいずれかを満たすこと。 ア 需要家の敷地内に補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備で発電して消費する電力量を、当該再生可能エネルギー発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。 イ 需要家の敷地外に補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 ウ 水力発電（1,000kW未満/事業）又はバイオマス発電（10,000kW未満/事業）であって、補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備により発電した電</p>

気を特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方に当たる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上を当該発電設備が所在する市区町村内へ供給すること。

エ 水力発電（1,000kW未満/事業）又はバイオマス発電（10,000kW未満/事業）であって、補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備により産出された熱を、原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも1割を自家消費すること。

オ 公有地を活用して再生可能エネルギー発電設備を設置する事業であって、再生可能エネルギー発電設備の整備に合わせて地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること（カの場合を除く。）。

カ 再生可能エネルギー発電設備を導入する市区町村において、地方公共団体実行計画の一部として、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を定めている場合（計画改定作業中の場合を含む。また、既存計画の別冊として定めることも可）に、当該計画の記載内容に適合していること。

キ 水力発電（1,000kW未満/事業）又はバイオマス発電（10,000kW未満/事業）であって、補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの。

(18)上記(17)でオ～キを選択した場合、補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力のうち当該再生可能エネルギー発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、埼玉県内の公共施設及び農林水産関連施設で消費すること。